

「熊本城 REVIVAL2026」事業広報業務委託 基本仕様書

1 業務委託名

「熊本城 REVIVAL2026」事業広報業務

2 業務目的

本市では熊本地震発災後、本市では震災復興計画を策定し、5つの復興重点プロジェクトのひとつとして、熊本のシンボルである熊本城の復旧に取り組んできた。

平成28年熊本地震から10年の節目を迎えるにあたり、本市の復旧・復興を振り返り、熊本城及び周辺地域において一年を通じて四季ごとに関連イベント（総称：熊本城 REVIVAL2026）を実施する。

本業務では、「熊本城 REVIVAL2026」を効果的な広報を通じて、熊本城及び「熊本城 REVIVAL2026」に対する認知度及び関心の向上を図るとともに、熊本城の復興に対する機運の醸成や、本市の観光消費額の増加に繋げることを目的とする。

3 履行場所

委託者が指定する場所

4 履行期間

契約締結日から令和9年（2027年）2月28日

5 事業内容

「熊本城 REVIVAL2026」は年間を通じて、事業の趣旨に合致したイベントを企画・実施を予定している。具体的な開催内容は今後調整するものの、それぞれの時期は春・夏・秋・冬を想定し、「振り返り」「追悼」「感謝と恩返し」「伝承」のテーマを盛り込む予定である。この広報業務委託は、それら全てのイベント等を包括して実施すること。詳細は本市と協議の上で実施すること。

なお、本事業の対象となるイベントは下記を予定している。

【春】開催時期：令和8年4月～5月頃

会場：熊本城有料区域内

内容：10年の復旧の記録をパネルやモニターで紹介する企画展など

【夏】開催時期：令和8年8月頃

会場：熊本城有料区域内

内容：「静寂」をイメージした音と石垣のライトアップによる夜間開園など

【秋】開催時期：令和8年10月頃

会場：花畑広場ほか

内 容：城下町の飲食物販を集合させた催事など

※関連イベントとして、熊本城ホールで「お城 EXPO in くまもと」を開催予定。

【冬】開催時期：令和 9 年 1 月頃（検討中）

会 場：熊本城有料区域内

内 容：迎春行事

(1) 「熊本城 REVIVAL2026」の広報・プロモーション計画の策定

メディアからの関心を高め、ターゲット層等へ効果的にプロモーションを行うための広報計画案を具体的に取りまとめ、策定すること。

本事業におけるターゲットは熊本県を訪れる観光客とする。ただしターゲット毎に訴求力のある効果的なプロモーションを必要とする。

(2) 年間を通じた広報キャンペーンの実施

① 「熊本城 REVIVAL2026」共通ロゴ・キャッチコピー・キービジュアルの製作及び展開

ア 事業を象徴する共通ロゴ、キャッチコピー及びキービジュアルを製作し、各種広報資材・イベント・WEB・SNS 等で統一的に活用できるものとする。

イ 春・夏・秋・冬のシーズンに合わせて使用可能なものとする。

ウ 各種素材については、WEB ページ等に使用可能なものとする。

② 年間ポスター・チラシ制作

ア イベントごと及び通年の広報を目的としたポスター・チラシのデザイン・制作を実施すること。

イ 春・夏・秋・冬のシーズンに合わせて使用可能なものとする。

ウ 各種素材については、WEB ページ等に使用可能なものとする。

③ イベント毎の広報素材・告知文案の制作

内容については情報の性質に適したメディアを選定し、キー局の番組や WEB・雑誌等に取り上げられるもの。

④ モニター・デジタルサイネージを活用した情報発信

ア 本業務では、効果的かつ広範な周知を実現するため、放映場所の選定、選定理由等を含めた総合的な提案すること。

イ 事業実施期間中、優先的かつ通年で確保し、委託者の指示に基づき内容の差し替えを随時実施可能とすること。

ウ 放映するコンテンツ（動画・静止画など）の制作は本業務に含まないが、入稿データの掲載申請及び管理は受託業者が実施すること。

エ 事業の広報については、熊本市内を中心に効果的な発信ができるモニター・デジタルサイネージ等を選定すること。

⑤ SNS・WEB 広告の実施

ア 各シーズンのイベント実施時期に合わせ、認知度向上やアクセス数の増加を図るため、WEB または SNS による広告を配信すること。

イ 各シーズンのイベント実施時期や広報強化期間に合わせ、予算や配信効果を考慮し、配信期間・頻度・広告内容は委託者の指示により調整可能とする。

ウ 使用する媒体はターゲット毎に応じて訴求力のあるものを提案すること。

(3) 効果測定

前号までの提案、実施した業務内容について、定量的・定性的に最も適した方法で効果測定を行い、業務終了後に全体を通した報告書により結果報告を行うこと。

6 提案上限額

14,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

7 著作権に係る留意事項

(1) 本業務実施に当たり、第三者（熊本市及び受託業者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこと。

(2) 本業務で制作した成果品及び委託業務実施に当たり新たに制作、撮影したもの等に関する全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）については熊本市に帰属するものとし、本業務以外の業務に使用する場合がある。

(3) 本仕様書に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら熊本市の責に帰する場合を除き、受注者は、自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

8 守秘義務

受託者は、委託者が承認した場合を除き、業務上知り得た情報を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

なお、本業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。

9 一般事項

(1) 受託者は、委託者、関係者及び関係機関等と十分に調整のうえ、連携を密にしつつ、効率的、効果的に業務を進めること。

(2) 受託者は、委託者から業務の進捗状況を把握するために資料等を要求された場合には、速やかに提出すること。

(3) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により市に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

(4) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により第三者に

損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

- (5) 本業務の実施に当たり疑義が生じた場合や、この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて委託者、受託者協議の上、業務を進めること。

10 その他

業務内容の詳細については、相手方選定後、熊本市と協議して決定する。